

災害救助法適用地域で被災された受験生に対する特別措置について

梅花女子大学では、災害救助法適用地域に居住し、今年度中に入学試験を受けられる受験生の皆様に対し、下記の要領で特別措置を講ずることといたしました。詳しくは、「入試センター」までお問い合わせください。

対象者

今年度中に指定を受けた災害救助法適用地域で被災された世帯にあって、以下に該当する受験生。

- (1) 災害によりご父母のいずれかが亡くなられた方。
- (2) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が亡くなられた方。
- (3) 災害によりご父母のいずれかが負傷され、入院し、長期加療が必要な方。
- (4) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が負傷され、入院し、長期加療が必要な方。
- (5) 災害により家計支持者の居住する家屋が焼失、損壊、床上浸水等により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方。(罹災証明書が必要)
- (6) その他災害により学費支弁が著しく困難となったと認められる方。

特別措置

「今年度中に入学試験を受けられる受験生」

被災状況に応じて、被災時以降実施の入学試験の検定料を全額免除します。なお、すでに入学検定料を納入されている場合には返還いたします。

「今年度中に受験された入学試験の合格者」

今年度中に受験された入学試験の合格者に対して、入学金は全額免除、前期学費のうち授業料の全額を免除いたします。

必要書類

1. 被災者特別措置申請書（本学所定用紙）
2. 被災状況証明書等（「死亡診断書」「診断書」「罹災証明書」等）
3. 授業料の返還について（銀行振込依頼書）（本学所定用紙）

申請期限および審査結果通知等

原則として、各入学試験の出願期間開始日までに、必要書類を梅花女子大学入試センターまで提出してください。申請書類に基づき審査を行い、結果をお知らせします。

上記申請期限以降でも特別措置の申請受付を行います。また、すでに入学検定料等を納められた場合でも返還に応じます。入試センターまでお問い合わせください。ただし、各入学試験の出願期間の延長は行いません。

災害救助法適用地域については以下の「[独立行政法人日本学生支援機構のホームページ](#)」をご覧ください。

お問い合わせ先：

梅花女子大学 入試センター

電話：072-643-6566